

第 22 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日

令 和 7 年 3 月 25 日

開 催 場 所

行 田 市 産 業 文 化 会 館 第 2 会 議 室

開 議 時 刻

9 時 00 分

閉 議 時 刻

9 時 38 分

会 長

藤 間 光 治

会長代理

中 村 賢 一・伊 東 普 丈

農
業
委
員
出
席
状
況

議席
番号

氏 名

摘 要

議席
番号

氏 名

摘 要

1

藤 間 光 治

出 ○ 席 欠 席

9

新 井 健 一

出 席 欠 ○ 席

2

中 村 賢 一

出 ○ 席 欠 席

10

関 口 浩 幸

出 ○ 席 欠 席

3

寺 田 浩 市

出 ○ 席 欠 席

11

伊 東 普 丈

出 ○ 席 欠 席

4

赤 羽 修 一

出 ○ 席 欠 席

12

田 口 隆 一

出 ○ 席 欠 席

5

高 澤 克 芳

出 ○ 席 欠 席

13

宮 崎 薫

出 ○ 席 欠 席

6

川 島 悦 男

出 ○ 席 欠 席

7

太 田 実

出 ○ 席 欠 席

8

間 々 田 英 治

出 ○ 席 欠 席

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	長谷川 浩	出席 欠○席	⑪	中村 彰男	出○席 欠席
	②	西村 浩一	出○席 欠席	⑫		
	③			⑬		
	④			⑭	宇田川 はる江	出○席 欠席
	⑤	森田 一男	出○席 欠席	⑮		
	⑥			⑯		
	⑦			⑰	島 寄 典 緒	出席 欠○席
	⑧			⑱	荻 原 増 夫	出○席 欠席
	⑨			⑲	諸 貫 達 也	出○席 欠席
⑩			⑳	木 村 民 夫	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	小林 誠
					次長	広田 敦史
					主事	高澤 茉鈴

1 開会	事務局長	開会宣告（９：００）
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、間々田委員、関口委員両名にお願いいたします。
5 議事		それでは、これより議事に入ります。
「議案第１号」		はじめに『議案第１号』農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
農地法第３条第１項		事務局より説明をいたさせます。
の規定による許可申請	事務局次長	議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
書に対する審議について		議案書の１ページをお願いいたします。議案第１号は、７件となっております。
		進行番号１と２は、下須戸〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、経営の拡大を図るため、所有権の移転を行おうとするものでございます。
		進行番号１は、下須戸〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する下須戸字中土手上〇〇〇〇番、地目：田、 8 4 0 ㎡について、進行番号２は、下須戸〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する下須戸字中土手上〇〇〇〇 番〇、地目：田、2 5 4 ㎡について、それぞれ売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の１ページをご覧ください。下須戸農民センターの北東に位置する下須戸地 内の農振農用地でございます。
		次に進行番号３でございますが、南河原〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、北河原〇〇番地〇 〇〇 〇 〇さんが所有する北河原字新田前〇〇番、地目：田、7 5 0 ㎡について、経営の拡大を図るため、売買によ り所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の２ページをご覧ください。岡田医院の南に位置する北河原地内の農振農用 地でございます。
		次に進行番号４でございますが、荒木〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇 〇〇さんが所有する荒木字八王子〇〇〇〇番〇、地目：田、5 6 7 ㎡について、自家消費分の野菜を作付け するため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		譲受人は、介護関係の仕事に携わっており、施設利用者などと昨年から試験的に芋などを栽培しておりま したが、今後も継続して作付けしようとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の３ページをご覧ください。見沼中学校の西に位置する集落内農地でござい

		ます。 次に進行番号 5 でございますが、荒木〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇さんが、鴻巣市下忍〇〇〇〇番地〇〇 〇 〇 〇〇さんが所有する白川戸字文珠裏〇〇〇番〇、地目：畑、3 1 5 m² 外 7 筆、計 5, 0 4 6 m²について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の 4 ページと 5 ページをご覧ください。4 ページが嶺雲寺の北に位置する農地、5 ページがまきば園の南と南東に位置する農地で白川戸地内のご覧の農地でございます。 次に進行番号 6 でございますが、東京都北区赤羽北〇丁目〇〇番〇ー〇〇〇号 〇〇 〇〇〇さんが、東京都世田谷区喜多見〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇さんが所有する野字内〇〇〇番〇、地目：畑、6 5 0 m² 外 1 筆、計 1, 7 6 7 m²について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の 6 ページをご覧ください。国道 1 7 号バイパスと県道行田蓮田線に挟まれた野地内の集落内農地でございます。 なお、譲受人の住所が東京都になっておりますが、実際は申請地北側に隣接する家にほぼ来ているということで、家の表札も既に譲受人の名字に変わっておりましたことを申し添えます。 次に進行番号 7 でございますが、馬見塚〇〇〇番地 有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 取締役 〇〇 〇〇さんが、野〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん外 1 名がそれぞれ所有する野字中島〇〇番、地目：畑、1, 0 0 0 m²について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の 7 ページをご覧ください。野地内の鴻巣・行田土地改良区域内にある農振農用地でございます。 以上、議案第 1 号について、事務局で農地法第 3 条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。 以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第 1 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 (なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。
	議長	
	議長	
	議長	

『議案第２号』 農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	議長 事務局次長	事務局より説明をいたさせます。 次に、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の２ページをお願いいたします。議案第２号は、９件となっております。 進行番号１でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇－〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、下忍〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する下忍字東谷〇〇〇〇番、地目：畑、３１０㎡について、売買により住宅１棟 ８０．３２㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、居住している家は既に手狭であり、将来のことを考えて住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の８ページをご覧ください。国道１７号バイパスの南に位置する下忍地内の集落内農地でございます。 次に進行番号２でございますが、藤原町〇丁目〇〇番地〇－〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇、地目：畑、３２９㎡について、売買により住宅１棟 １０４．６２㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、市内の借家に夫婦で生活しておりますが、将来のことを考えて住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の９ページをご覧ください。埼玉中学校の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。 次に進行番号３でございますが、鴻巣市赤見台〇丁目〇〇番〇号－〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇 〇〇番地〇 〇〇 〇さんが所有する埼玉字富士山通〇〇〇〇番〇、地目：畑、３０８㎡について、売買により住宅１棟 ６７．４９㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭で不便であり、将来のことを考えて住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の１０ページをご覧ください。さきたま古墳公園二子山古墳の東に位置する
--	------------------------	---

		埼玉地内の集落内農地でございます。 次に進行番号４でございますが、城西〇丁目〇番〇号一〇〇〇号 〇〇〇 〇〇さんが、渡柳〇〇〇番地 〇 〇〇 〇〇さんが所有する渡柳字神明前〇〇〇〇番〇、地目：畑、3 2 3 ㎡ 外1筆、計4 1 1 ㎡について、売買により住宅1棟 7 1. 4 2 ㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、独立した住居を構えたいとかねがね考えており、市内で土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の1 1 ページをご覧ください。長福寺の東に位置する渡柳地内の集落内農地でございます。 次に進行番号５でございますが、城西〇丁目〇番〇号 〇〇 〇さんが、上池守〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する皿尾字松原〇〇番、地目：田、3 4 0 ㎡について、売買により住宅1棟 6 6. 6 4 ㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供が生まれたこともあり、将来のことを考えて住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の1 2 ページをご覧ください。城西公園の北西に位置する皿尾地内の集落に接する農地でございます。 次に進行番号６でございますが、堤根〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、同居の父である〇〇 〇〇さんが所有する堤根字代官田通〇〇〇番〇、地目：畑、2 6 2 ㎡ 外1筆、計2 7 0. 1 9 ㎡について、使用貸借により住宅1棟 1 0 5. 5 0 ㎡を建築するための敷地と接道要件を満たすための道路後退用地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、実家で親と同居しておりますが、結婚を機に将来のことを考えて住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の1 3 ページをご覧ください。石田堤歴史の広場の南に位置する堤根地内の集落内農地でございます。 なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は3 1 3. 5 4 ㎡になる予定でございます。
--	--	---

		次に進行番号7でございますが、小見〇〇〇〇番地〇 社会福祉法人〇〇〇 理事長 〇〇 〇さんが、谷郷〇〇〇〇番地 〇〇〇 〇〇さんが所有する谷郷字新田〇〇〇〇番〇、地目：田、9 6 0 m²について、売買により社会福祉施設、こちらはグループホームになりますが、1棟 2 6 5 . 8 2 m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は市内に事務所を置き、障害福祉サービス事業をしておりますが、既存の生活介護事業所での重度障害者の割合が半数以上を占めており、今後について、入所生活を希望する声も挙がっております。こうした状況に対応しようとグループホームの建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の14ページをご覧ください。下の斜線部分になりますが、星河公民館の南に位置する谷郷地内の集落内農地でございます。 次に進行番号8でございますが、谷郷〇〇〇〇番地〇 有限会社〇〇〇〇〇 取締役 〇〇 〇さんが、谷郷〇〇〇〇番地 〇 〇〇さんが所有する谷郷字新田〇〇〇〇番、地目：田、3 0 0 m²について、賃貸借により駐車場及び資材置場の敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、市内でリフォーム工事業を営んでおりますが、以前から既存の敷地だけでは資材置場や社用車、従業員の駐車場に手狭さを感じており、拡張したいと考えておりました。そこで申請地の土地所有者に相談したところ、快諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の14ページをご覧ください。上の斜線部分になりますが、星河公民館の南に位置する谷郷地内の集落内農地でございます。 次に進行番号9でございますが、大阪府大阪市中央区道修町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、荒木〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん外1名がそれぞれ所有する小見字棒川〇〇〇番〇、地目：田、3 5 0 m² 外3筆、計1, 6 1 2 m²について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。 事業計画では、太陽光パネルを計176枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万6,080kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があ
--	--	--

『報告事項』	議長	申請人は、平成6年に分家住宅を目的として農地転用許可等を取得し、住宅と車庫を建築して現在居住しておりますが、最近になり車庫の一部が申請地にはみ出しているのではないかと思います、資料等を取り寄せて調査をしたところ、約1m位申請地にはみ出していることがわかりました。 申請人は建築時の確認不足等を深く反省しており、車庫の外側に置いてある物置は撤去することになっております。また、除外・転用することによる周囲への影響もないこと、拡張しても住宅敷地の上限である500㎡を超えないことなどを考慮するとやむを得ないものと思慮されます。 場所につきましては、本日お配りした位置図をご覧ください。県道熊谷羽生線の南に位置する上池守地内の集落に接する農地でございます。 なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は493㎡になる予定でございます。 以上、説明とさせていただきます。 事務局から、議案第3号についての説明がございました。何か、ご意見、ご質問がないようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は、挙手を願います。 (全員挙手) 挙手全員と認めます。よって、議案第3号は承認することといたします。 次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。 議案書3ページをご覧ください。 (1)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。 (1)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、2件の届出があり、転用目的は、住宅、分譲住宅(6棟)でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 続いて、(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、3件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。 事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力に
	議長	
	主事	
	議長	

6 その他	事務局長 主事 農政課課長 〃 主査	よりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。 ありがとうございました。 つづきまして、その他でございます。 ・加須農林振興センターだよりの配布について ・令和6年度最適化活動の目標の設定等について ・令和7年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出について ・令和6年度の地区別耕作放棄地について ・全国農業新聞購読料の改定について ・地域計画に係る協議の開催について ・イネカメムシの防除対策及び越冬個体標識調査の実施について ・JAほくさいによる「令和7年産水稻空中散布」実施申込みに係る費用の市補助金の適用について 以上をもちまして、第22回農業委員会を終了いたします。
7 閉会		本日は、ありがとうございました。 (9 : 38)

と
認
め
た
事
項
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....